

## さっぽろ元気企業販売力強化事業費補助金交付要綱

平成 22 年(2010 年)4 月 20 日経済局長決裁

(通則)

第1条 さっぽろ元気企業販売力強化事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程(昭和 36 年訓令第 24 号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 優れた製品・技術・サービスを持ちながら、販売力が不足している市内中小企業に対して、適切な販売戦略に基づいた販路拡大支援を行うことにより、市内中小企業の売上増加に貢献するとともに、民間企業同士の自発的な連携を活性化させ、地域経済の持続的な発展を図ることを目的として、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「中小企業」とは中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する中小企業とする。
- (2)「支援対象企業」とは、札幌市内に本社を置く中小企業とする。
- (3)「パートナー企業」とは、札幌市内に事業拠点を置き、かつ支援対象企業の有する製品・技術・サービスの事業拡大を支援する企業とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、「支援対象企業の有する製品・技術・サービスの事業拡大に関する事業」とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助対象事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する別表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う支援対象企業及びパートナー企業とする。ただし、支援対象企

業とパートナー企業が連結決算により利益を計上している場合を除く。

(事業期間)

第7条 補助対象事業は、原則として、当該事業に着手した日の属する市の会計年度内に取り組みが終了する事業とする。

(補助率等)

第8条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、150万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第9条 この要綱による補助を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書(様式1)に、次の各号に定める必要書類を添えて、支援対象企業及びパートナー企業が連名で交付申請を行うものとする。

(1) 事業計画書(様式2)

(2) 収支予算書(様式3)

(2) 支援対象企業及びパートナー企業の商業登記簿謄本

(3) 支援対象企業及びパートナー企業の過去2年間の決算関係書類

(4) 支援対象企業及びパートナー企業の直近の市税の納税証明書

(5) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかに第20条に規定する「さっぽろ元気企業販売力強化事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定したときは、補助金交付(不交付)決定通知書(様式4)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更申請書(様式5)又は補助金廃止申請書(様式6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、

より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 市長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更の可否を決定したときは、変更承認(不承認)通知書(様式7)又は廃止承認(不承認)通知書(様式8)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了(第11条の規定による廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、収支決算書(様式9)、事業実績報告書(様式10)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金確定額の通知)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式11)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、前条の通知後、請求により交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、第10条の交付の決定後、請求により概算で交付することができる。

2 前項ただし書きの規定により概算で補助金の交付を受けた者は、前条の規定による通知を受けた後、札幌市会計規則(昭和39年規則第18号)の定めるところにより、その精算をしなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 前条第1項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合

(4) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度(補助

金、委託費等)による財政的支援を受けた場合

- (5) 前4号の規定のほか、市長が補助金の交付について不相当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置、備品及びその他の財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して処分してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過する日を超えた場合はこの限りでない。

(事業成果の公表・普及)

第19条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、市長が成果普及のための事業を行うときは、補助事業者はこれに協力するよう努めなければならない。

(審査委員会の設置)

第20条 第10条第1項によりその権限に属する事項を審議するため、審査委員会を置く。

2 委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、産業振興部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日から起算して 10 年を経過した日に、その効力を失う。

別 表（補助対象経費）

支援対象経費
販売促進費及び広告宣伝費
事業実施に係る人件費
コンサルタント等へ支払う経費
事業実施に係る旅費交通費
その他、本市が特に認める経費